

寄贈物件を活用した「森のアトリエ」（仮称）の運営主体に関する協定書

特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構（以下「三鷹ネットワーク大学推進機構」という。）と三鷹市（以下「市」という。）は、「寄贈物件を活用した事業の基本的な考え方」（令和6年11月）に基づき、市が令和5年4月に寄贈を受けた土地・家屋（以下「寄贈物件」という。）を活用した事業の運営に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（対象）

第1条 寄贈物件の所在等は次の表のとおりとする。

土地

地番	地目	地積
三鷹市下連雀一丁目 59 番 2	宅地	364.32 m ²
三鷹市下連雀一丁目 59 番 19	宅地	277.31 m ²

家屋

所在	家屋番号	種類	構造	床面積（登記）
三鷹市下連雀一丁目 59 番 2	59 番 2 の 4	居宅	木造スレート葺 2 階建	67.98 m ²
三鷹市下連雀一丁目 59 番 2	59 番 2 の 5	居宅	木造スレート葺 2 階建	67.98 m ²
三鷹市下連雀一丁目 59 番 19	59 番 19 の 1	居宅	木造スレート葺 2 階建	145.64 m ²
三鷹市下連雀一丁目 59 番 19	59 番 19 の 2	居宅	木造スレート葺 2 階建	66.24 m ²

（運営主体）

第2条 寄贈物件を活用した事業の運営主体は、三鷹ネットワーク大学推進機構とする。

（使用貸借契約及びその時期）

第3条 市は、三鷹ネットワーク大学推進機構に対し寄贈物件を無償で貸与し、三鷹ネットワーク大学推進機構はこれを借り受けるものとする。

2 前項の契約は、その締結時期及び内容について双方協議の上決定し、別途締結する。

（使用貸借契約前の取扱い）

第4条 三鷹ネットワーク大学推進機構は、前条に規定する使用貸借契約前において、「寄贈物件を活用した事業の基本的な考え方」の範囲で、市からの委託事業又は三鷹ネットワーク大学推進機構による自主事業として、寄贈物件を使用することができるものとする。ただし、事前に市の許可を得ることを条件とする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、三鷹ネットワーク大学推進機構及び市が特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項で必要と認められるものについては、三鷹ネットワーク大学推進機構と市とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、三鷹ネットワーク大学推進機構及び市それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年11月13日

三鷹市下連雀三丁目24番3号

三鷹駅前協同ビル3階

特定非営利活動法人

三鷹ネットワーク大学推進機構

代表者 理事長 鈴木 典比古



三鷹市野崎一丁目1番1号

三鷹市

代表者 三鷹市長 河村

孝

